

協力雇用主

という社会貢献、やってみませんか。

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

庁名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25-18	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10-3	0154-23-3200
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1-3-25	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1-32	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17	024-534-2246
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1-11-3	043-204-7791
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3597-0120
立川支部	190-0014	東京都立川市緑町6-3	042-521-4231
横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1-6-2	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45	054-253-0191
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2949
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3-12	059-227-6671
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6240
堺支部	590-0078	大阪府堺市南瓦町2-29	072-221-0037
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-1	078-351-4004
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1	0742-23-4869
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2	073-436-2501
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134-10	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市河原町6-16	083-922-1337
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1	089-941-9983
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
福岡保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13	092-761-6736
北九州支部	803-0813	福岡県北九州市小倉北区城内5-3	093-561-6340
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市内2-10-20	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53	096-366-8080
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-10	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15	098-853-2945

・インターネットからのお申込みはこちら・

法務省ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/>

協力雇用主応募フォーム http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/oubo_index.html

法務省 協力雇用主応募フォーム



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける
「協力雇用主」を募集しています。



法務省

厚生労働省

協力雇用主とは…?

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

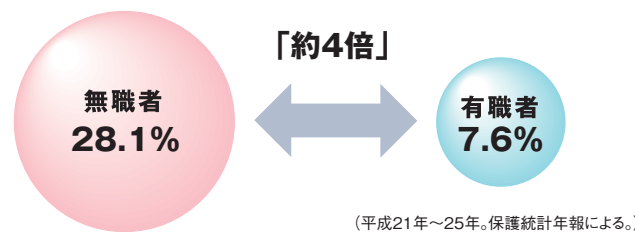
再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち(刑務所出所者等)は、再び地域に帰ってきます。

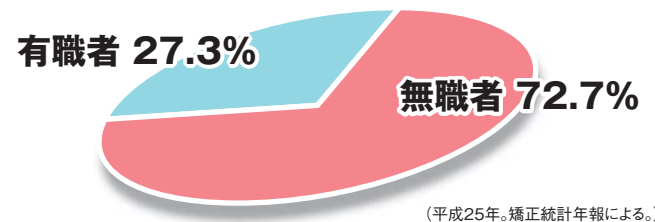
これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方で、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約4倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります



▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした



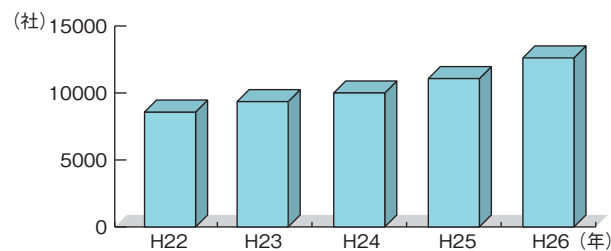
協力雇用主の現状

現在、全国に約1万2,600の協力雇用主がいっぱいありますが、実際に刑務所出所者等を雇用して下さっている事業主は、そのうち約500にとどまっています。

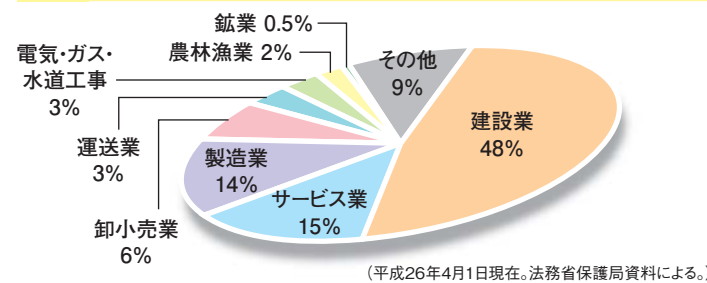
また、建設業、サービス業、製造業が全体の約8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の約8割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています



▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています



**地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!
是非、協力雇用主としてご登録ください!**



協力雇用主の意義は分かったけど、実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽減するために、国の支援制度があります!

刑務所出所者等就労奨励金制度 (実際に雇用して下さった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。
※ 刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。
※ 刑務所出所者等に対して、OJTや生活指導等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。
※ 事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。
※ 社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援にご理解とご協力を!

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長
野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の啓発にも努めています。